二　第百五十二条第二項第九号及び第十四号から第十六号まで（第九号にあっては安全上の審査等に関するものに、第十五号及び第十六号にあっては監査に関するものに限り、第十四号から第十六号までにあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）並びに第百五十三条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十九号までに掲げる事務	（略）	（略）
五　第百五十二条第二項第十一号及び第十七号、第百五十三条第二項第七号及び第二十号並びに第百五十四条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

附則別表第一（附則第六条関係）

相当初回確認	総トン数（トン数）	5,000未満	5,000以上
	金額（円）	80,300	134,300
相当臨時確認又は相当更新確認	総トン数（トン数）	5,000未満	5,000以上
	金額（円）	47,700	79,800
相当確認船級船に係る相当証書の交付	金額（円）	3,450	
相当証書の再交付又は書換え	金額（円）	4,350	

二　第百五十二条第二項第九号及び第十四号から第十六号まで（第九号にあっては安全上の審査等に関するものに、第十五号及び第十六号にあっては監査に関するものに限り、第十四号から第十六号までにあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）並びに第百五十三条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	（略）	（略）
五　第百五十二条第二項第十一号及び第十七号、第百五十三条第二項第七号及び第十九号並びに第百五十四条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

附則別表第二（附則第六条関係）

相当初回確認	総トン数（トン数）	5,000未満	5,000以上
	金額（円）	80,100	134,100
相当臨時確認又は相当更新確認	総トン数（トン数）	5,000未満	5,000以上
	金額（円）	47,500	79,600
相当確認船級船に係る相当証書の交付	金額（円）	3,250	
相当証書の再交付又は書換え	金額（円）	4,150	